

資料2(土山)

参考様式第5-1号

甲農振第3134号

令和7年2月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲賀市長 岩永 裕貴

市町村名 (市町村コード)	甲賀市土山地区 (252093)	
地域名 (同種要件集落名)	寺前、布引、末田(上駒月)、末田、黒川中之組、黒川上の平、黒川市場、土山東部、猪鼻、山女原、東瀬音、蟹坂	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月13日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地に位置し、土地利用型の認定農業者は少ないが、茶を主とする農業者は多い。集落営農を行う集落は限られ、山手の集落では今後の担い手不足が懸念される。ただ、ある集落では集落自らが担い手を育成する取り組みが出てきている。また、有志で法人化を検討する取り組みも出てきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域計画の取り組みを契機として今後の土地利用型農業の在り方を検討する段階にきている。集落単位では担い手確保が難しいところがあるので、学区レベル・旧町レベルで検討する場を誘導する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	103.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	97.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。水田の利用については、農地の特性(形状、面積、畦畔除草、獣害対応等)をみて活用方法を検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	
寺前	里・寺前・新里の3地区での協議の中で検討していく。地元で担い手不在のため、担い手を受け入れられるように協議を行う。
布引	酪農家中心に農地の集約を進める。
末田(上駒月)	地域内の担い手への農地の集約を進める。
末田	地域内の担い手への農地の集約を進める。若手農業者で意欲の高い農業者を応援する。
黒川中之組	地域内で協議し、集落外の担い手と連携した作業委託をしていく。
黒川上の平	地域内で協議し、集落外の担い手と連携した作業委託をしていく。
黒川市場	今後の担い手不在に向け地域全体で農地の在り方を見直す必要がある。
土山東部	離農による耕作地の荒廃対策を進める必要がある。
東瀬音	集落内外で担い手を確保し、地権者等地域でバックアップする体制などを含め検討。
猪鼻	離農者が出てきた場合は集落外の特定の担い手に集積を進める。
山女原	集落内外の担い手毎に、農地の用途(水稻、果樹)別に集約化を進めていく。
蟹坂	当面は現状維持だが今後について検討が必要である。
(2)農地中間管理機構の活用方針	
効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。	
(3)基盤整備事業への取組方針	
担い手のニーズ、地域の意向を踏まえ、各種補助事業を活用し、農用地の大区画化のための基盤整備事業を進める。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
【新規就農者支援】 認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで関係機関が連携して支援していく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針	
今後も乾燥調製施設等の利用を行う。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害の軽減に必要な対策を講じる。 ②環境こだわり農産物の生産に取り組む。 ③スマート農業機械の導入により作業の省力化に取り組む。				